

記 録

令和 6 年 8 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 6 年 8 月 2 8 日（水）

記 録

令和6年8月農業委員会定例総会議事録

令和6年8月農業委員会定例総会を令和6年8月28日（水）午後3時から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（12名）

1番	股 野 満 男	2番	細 川 豪 邦
3番	甲 斐 英 教	4番	前 川 ふ じ 子
5番	平 野 直 樹	7番	海 野 善 文
8番	鈴 野 浅 夫	9番	治 田 健
10番	松 木 親 則	11番	山 本 恵 子
12番	黒 木 耕 作	14番	新 名 浩

欠席委員（2名）

6番	山 本 孝 志	13番	池 田 慶 子
----	---------	-----	---------

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15番	岩 田 政 詞	16番	黒 木 義 行
17番	橋 口 泉	18番	菊 田 泰 徳
20番	田 代 百 合 子	21番	河 野 美 紀
22番	黒 木 博	23番	海 野 茂 実
24番	伊 東 松 実	25番	溝 口 一 文
26番	黒 木 藤 市	27番	黒 木 敬 治
28番	黒 木 豊 喜	29番	山 口 佐知男
30番	児 玉 克 朗		

事務局出席者

事務局 長	北 住 英 介	事務局 長 補 佐	柏 田 高 宏
主 任 主 事	井 本 彩		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

10番 松木 親則 委員

11番 山本 恵子 委員

日程第2

- | | |
|--------|--|
| 議案第44号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第45号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第46号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第47号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について |
| 議案第48号 | 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について |
| 議案第49号 | 非農地証明願いについて |
| 議案第50号 | 農地のあっせん申出について |
| | |
| 報告第35号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について |
| 報告第36号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について |
| 報告第37号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 報告第38号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告第39号 | 取下書について |
| 報告第40号 | 農地転用許可申請後の許可状況報告について |

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

1 0 番

1 1 番

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 ただいまから、令和 6 年 8 月日向市農業委員会定例総会を開会します。
日程第 1 議事録署名委員については、10 番松木親則委員、11 番山本恵子委員を指名します。よろしくお願いします。
次に、日程第 2 議案審議に入ります。
議案第 44 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。
ここで休憩します。

事務局長 議案第 44 号番号 26 は、委員案件となっております。5 番委員は、御退室をお願いします。

議長 再開します。
議案第 44 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について番号 26 を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 26、土地の所在は東郷町山陰、畑が 3 筆で 957 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、贈与による所有権移転です。
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
以上 1 件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長 番号 26 担当の 15 番委員から補足があれば説明をお願いします。

15 番委員 15 番委員です。問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。
ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 44 号番号 26 については許可することに決定します。
ここで休憩します。

事務局長 5 番委員は、御入室をお願いします。

議長 再開します。
議案第 44 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について番号 24 から番号 25 までを議題とします。事務局から説明をお願いします

事務局 受付番号 24、土地の所在は日知屋、畑が 1 筆で 120 m²です。譲受理由、譲渡理由ともに贈与による所有権移転です。
所有権移転後は露地野菜を栽培されると伺っています。
受付番号 25、土地の所在は東郷町山陰、畑が 1 筆で 226 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は農業廃止で、売買による所有権移転です。
所有権移転後は露地野菜を栽培されると伺っています。
全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には

記 録

事務局	該当いたしません。 以上２件、皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	番号２４担当の１６番委員から補足があれば説明をお願いします。
１６番委員	１６番委員です。この件につきまして、農業委員でもある１２番委員に連絡をとりまして、何の問題もないことを確認しています。以上です。
議長	次に、番号２５担当の１７番委員から補足があれば説明をお願いします。
１７番委員	１７番委員です。問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第４４号番号２４、２５については許可することに決定します。 次に、議案第４５号農地法第４条第１項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号４、土地の所在地は東郷町迫野内、畑が２筆で７０８㎡です。転用目的は植林で、議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。 申請人にお話を伺ったところ、昭和４０年頃に申請人の父が農地法の申請が必要なことを知らず植林してしまっていたとのことです。 既に転用済みなので新たな費用は発生しないため、一般基準を満たしており、第２種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。 受付番号５、土地の所在地は幸脇、畑が１筆で７０２㎡です。転用目的は杉の植林で、議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。 申請人にお話を伺ったところ、５０年ほど前に申請人が農地法の申請が必要なことを知らず植林してしまっていたとのことです。 既に転用済みなので新たな費用は発生しないため、一般基準を満たしており、第２種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。 以上２件、皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	番号４担当の２４番委員から補足があれば説明をお願いします。
２４番委員	２４番委員です。別に問題ありません。
議長	次に、番号５担当の２７番委員から補足があれば説明をお願いします。
２７番委員	２７番委員です。特に問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成（賛成多数）ですので、議案第４５号については承認することに決定します。

次に、議案第４６号農地法第５条第１項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号１７、土地の所在地は東郷町山陰、畑が２筆で５９１㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は個人住宅です。生活雑排水は合併浄化槽を設置し、申請地北側側溝へ放流します。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第２種農地の許可基準に該当し、代替地も探したようですが見つからなかったことから立地基準も満たしていると考えられます。

受付番号１８、土地の所在地は平岩、田が２筆、畑が３筆で１，８６７㎡です。贈与による所有権移転で、転用目的は駐車場、引き込み道路、植林です。議案書に追認とありますとおり、既に転用済みです。所有者にお話を伺ったところ、農地法の許可が必要なことを知らずに５０年以上前に杉の植林、平成３年頃に引き込み道路、１０年ほど前に駐車場予定地に庭木を植えていたということで始末書が提出されています。既に転用済みであり、親子間の贈与のため新たな資金も必要ないことから一般基準を満たしており、第２種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。

以上２件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長 番号１７担当の１５番委員から補足があれば説明をお願いします。

１５番委員 １５番委員です。この件につきまして、２６日に現地調査を行いました。長年耕作放棄地として荒れていたもので、それが改善されるという意味からも特に問題ないと思います。

議長 次に、番号１８担当の２５番委員から補足があれば説明をお願いします。

２５番委員 ２５番委員です。現地調査の結果、いずれも問題ないことを確認しました。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。

特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第４６号については承認することに決定します。

次に、議案第４７号農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 既に集積済みの案件となりますので一括して説明します。今回は再設定３３件、基盤強化法の利用権設定からの移行が１件で田が６０筆７２，４３９㎡、畑が１筆１，６９３㎡となっています。

以上３４件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長 事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございません

	んか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第４７号については原案のとおり承認することに決定します。 次に、議案第４８号農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号３３、土地の所在地は塩見、畑が１筆で３３７㎡です。贈与による所有権移転で、所有権移転時期は令和６年９月２日です。譲受人は花きを営む認定農業者で、所有権移転後も花きを栽培されると伺っています。 受付番号３４、土地の所在地は美々津町、２２筆で１９，６３６．０１㎡です。贈与による所有権移転で、所有権移転時期は令和６年９月２日です。譲受人は主に施設園芸を営む認定農業者で、所有権移転後も施設園芸や飼料作、露地野菜等を作付されると伺っています。 以上２件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。
議長	番号３３担当の２８番委員から補足があれば説明をお願いします。
２８番委員	２８番委員です。特に問題ありません。
議長	番号３４担当の２１番委員から補足があれば説明をお願いします。
２１番委員	２１番委員です。問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成（賛成多数）ですので、議案第４８号については承認することに決定します。 次に、議案第４９号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	まず、受付番号１３につきましては、本日取下書が提出されましたので、議案書から削除をお願いします。 受付番号１２、土地の所在地は日知屋、畑２筆で６６３㎡です。 申請地は原野となっており、証明内容どおり、１０年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 受付番号１４、土地の所在地は美々津町、畑１筆で１０５㎡です。 申請地は宅地となっており、証明内容どおり、農地法施行以前から宅地として利用されていきました。 受付番号１５、土地の所在地は幸脇、田１筆、畑２筆で計２，９８３㎡です。 申請地は原野及び山林となっており、証明内容どおり、１０年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 以上３件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

記 録

議長	番号１２担当の１６番委員から補足があれば説明をお願いします。
１６番委員	１６番委員です。２６日に事務局と担当委員と現地を確認しました。その結果、事務局から説明があったとおりで、何の問題もないことを確認しております。以上です。
議長	次に、番号１４担当の２２番委員から補足があれば説明をお願いします。
２２番委員	２２番委員です。この土地には以前から公民館が建設されておりまして、先ほどありましたように宅地となっていますので、問題ありません。
議長	次に、番号１５担当の２７番委員から補足があれば説明をお願いします。
２７番委員	２７番委員です。特に問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成（賛成多数）ですので、議案第４９号については、証明書を交付することに決定します。 次に、議案第５０号農地のあっせん申出についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号３、土地の所在地は東郷町山陰、畑が９筆で２８，３１４㎡です。現地には花きや果樹が植えてあり、管理はされている状態で所有者より売りたいとの申出がありました。 受付番号４、申出人より日向市内でスギ苗を栽培するために畑を１，０００㎡程借りたいとの申出がありました。 以上２件、皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	ここで、農地部会長から報告をお願いします。
農地部会長	農地部会長です。本日、総会前に農地部会を開催しました。受付番号３につきましては、あっせん委員として７番委員、２０番委員に、受付番号４につきましては、３０番委員、２番委員をお願いすることに決まりました。
議長	事務局から説明があり、また、農地部会長から報告のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 特にないようですので、お諮りします。あっせんの申出を承諾し、受付番号３は７番委員、２０番委員を、受付番号４は３０番委員、２番委員をあっせん委員とすることに賛成の委員は挙手をお願いします
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第５０号については、農地のあっせんに取り組むことに決定します。あっせん委員には御苦勞ですが、よろしくをお願いします。

議長	以上をもちまして、議案の審議を終了します。 続きまして、報告第35号から40号までについて、事務局長から報告をお願いします。
事務局長	最初に、報告第35号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてです。議案書56ページから58ページまでです。 届出件数は1件、土地は畑1筆で面積は182㎡です。 転用目的につきましては、倉庫用地であります。 次に、報告第36号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書59ページから65ページまでです。 届出件数は11件、土地は田2筆、畑14筆で面積は3,948.54㎡であります。 転用目的につきましては、住宅建築等であります。 次に、報告第37号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書66ページから67ページまでです。 通知件数は1件、賃貸借権の合意解約であり、土地は田1筆で面積は816㎡であります。 次に、報告第38号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。議案書68ページから69ページまでです。 届出件数は1件、所有権の相続であり、土地は現況畑1筆で面積は119㎡であります。 次に、報告第39号取下書についてです。議案書70ページから71ページまでです。 届出件数は1件であり、田のあっせんの届出についての取下げです。 以上、報告第35号から報告第38号までについて、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることを御報告いたします。 最後に、報告第40号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書72ページから74ページまでです。 令和6年6月の定例総会で可決した農地法第5条申請2件、第4条申請1件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。 以上となります。
議長	事務局長からの報告案件について、御質問、御意見はございませんか。 特にないようですので、報告案件を終了します。 以上をもちまして、令和6年8月日向市農業委員会定例総会を閉会します。